

デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第18回） 議事要旨

1. 日時

令和5年5月19日（金）13時00分～15時00分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

（1）構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本隆司構成員

（2）オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

（3）総務省

竹内総務審議官、鈴木総括審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、林情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、翁長同局放送技術課長、安東同局衛星・地域放送課長、井田局情報通信作品振興課長、後白同局放送政策課外資規制審査官、岸同局放送政策課企画官、西室同局放送技術課技術企画官、福田同局地上放送課企画官、金子同局地域放送推進室長、平野同局地域放送推進室技術企画官

（4）ヒアリング

オリジネーター・プロファイル（OP）技術研究組合 クロサカ事務局長
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター 椎名運営委員

4. 議事要旨

（1）衛星放送に関する課題や論点について

事務局より、資料18-1に基づき、説明が行われた。

（2）質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【伊東座長代理】

伊東でございます。コメントが2点ございます。

第16回会合では、B-SAT及びJ-SATに対するヒアリングが実施され、今後の事業計画や、大きな課題となっておりますインフラコストの低減策などについて、具体的な意見交換が行われました。そして焦点の一つである共同衛星の調達に関しても言及があり、本日の参考資料の14ページには、両社のプレゼン資料から抜粋した主要部分が掲載されています。しかし、実際に共同衛星を実現するには、専門的並びに技術的な観点から、より突っ込んだ検討が必要になるものと思われま

す。具体的には、まず共同衛星は大型の衛星になりますが、その調達や打ち上げに要する費用について。次に、衛星には200W級の中継機（トラポン）を多数搭載することになると想定されますが、それらに電力を供給する太陽パネル等の電源設備を安定運用するための課題。また、残念ながらあまり利用が進んでおりません左旋用のトラポンの搭載数などについて。さらには、希望する打ち上げ時期が一致しない場合の減価償却費の扱い。そして、こうした検討から導かれるであろうトラポン利用料の値下げ幅などの検討項目があると思われま

す。また、共同衛星も選択肢に含めて衛星放送のハード事業者の公募と選定を実施する場合には、種々の準備や手続が必要になるとのことでございますので、時間的な余裕はあまりないのではないかと考えられます。今後インフラコストの低減策や共同衛星の調達などについて、しかるべきところで、詳細かつ集中的に検討することが望ましいと存じます。

2点目でございます。現在、BS4K放送の公募が実施されており、今月末が申請の締切りになっています。今後は、BSの右旋におきましても4K放送を積極的に推進することになりましたが、そのためには、少なくとも合計で1トラポン分の空き帯域が必要となります。4K8K放送用に開発された新衛星放送方式によって、HDR機能を利用した高画質な2K番組を放送することもできますし、また、4K番組と2K番組を同一トラポンで混合伝送することも可能です。

したがいまして、現在4K放送の視聴可能機器数が約1,600万台に達しておりますが、これが3,000万台、4,000万台と増加していけば、視聴者数の減少を伴わずに、現行のMPEG-2を用いた2K放送番組を、圧縮率の高いHEVCを用いた新衛星放送方式に移行し、トラポン利用料の軽減を図ることも可能になるものと考えられます。あくまで放送事業者の自主的なご判断によりますが、新衛星放送方式に移行する2K番組が増加すれば、空き帯域が創出され、その帯域を新たな4K放送に割り当てることができます。

このような循環が生まれますと、4K放送の公募を一定のサイクルで実施することが可能になるとともに、MPEG-2からHEVCへの移行が着実に進み、ひいては放送用周波数の有効利用にも貢献することになります。BS右旋の将来像を明らかにし、こうした循環を実現するための具体的な方策や課題についても、しかるべきところで検討する必要があるかと存じます。

【安東衛星・地域放送課長】

いただいたコメントを踏まえまして、検討を深めていきたいと思っております。ありがとうございます。現在4K放送の公募につきましては、御指摘のとおり、5月31日までの公募でございます。付け加えさせていただきます。

【大谷構成員】

ありがとうございます。今、事務局から御説明いただきましたように、衛星放送というのはその特性からいきましても、ほかの伝送手段にはないような広域性ですとか大容量性といった、ほかのメディアに優位する可能性も持っているものだと思います。

御説明がありましたように資料の中にも述べられていて、地上放送やケーブルテレビとの関係も深いということがありますので、やはりメディアの特性を踏まえつつも、今後の情報空間を支える手段の一つとして、整合性のある一体的な政策を検討しなければいけないのではないかなというふうに思っております。やはり衛星放送につきましては、その持続可能性を担保するということが必要だと思いますけれども、事務局の御説明にあったこと、いずれも大事なことでありながら、早期に結論を得るべき優先順位の高い課題というものがあると思います。

先ほど伊東構成員からお話がありましたように、安定運用とインフラコストの合理化の両立という論点につきましては、インフラコストの合理化についてはまだまだ検討の余地があると思えますし、衛星の打ち上げなどは本当に時間がかかるものだと思いますので、すぐにでも検討の場を設ける必要があると考えております。その点、時間軸を置いて、タイムラインに課題を位置づけて、そのための検討策をもう既に開始するというのを、ぜひ事務局にお願いできればと思っております。

【安東衛星・地域放送課長】

示唆に富んだ御指摘ありがとうございます。こちらも参考にしながら検討を進めていきたいと思っております。

【三友座長】 前向きにぜひお願いいたします。

【林構成員】

林でございます。

ご説明ありがとうございます。実は衛星放送は今後非常に可能性のあるメディアなのではない

かと思っています。たとえば新規参入された「BSよしもと」の例などを見ていると、地方創生といった点でもとても興味深い取り組みをされていると承知をしています。

私も伊東先生のさきほどの御発言がかぶるかと思いますが、2点ございます。まず資料18-1のスライド1ページのうち、まず、安定運用とインフラコストの合理化の両立についてですが、これは前回、スカパーJ S A T様からもご見解が示されたところですが、そこで示された諸論点について、私も、さらに深掘りするため、専門的・技術的な観点から、タスクフォースなりワーキンググループといった検討の場をもつことが必要ではないか、と存じます。その中で、さきほど伊東先生が的確にご指摘された諸課題を整理してはどうかと思います。

2つめは、ケーブル事業者との連携についてですが、これも、ケーブル事業者による衛星放送の再送信が重要な伝送手段となっていることを踏まえ、衛星放送事業者とケーブルテレビ事業者の一層の連携を図るための方策を検討することがきわめて重要であると存じます。たとえば、4K 8K放送を始めとする多チャンネル放送を受信できる環境の設備といった点も論点になるかと存じます。特に2018年に始まった新4K衛星放送の対応機器の普及率がまだまだ低いことをふまえると、2K放送に加え4K放送を受信できるA-CAS対応セットトップボックスへの円滑な切り替えといった点も論点になるかと存じます。以上です。

【安東衛星・地域放送課長】

具体的な番組のお名前や取組もお示しいただきありがとうございます。確かにBSよしもとに関しましては、そのほか2社、BS松竹東急、ジャパネットブロードキャスティングと合わせて、去年の3月に新規参入した2K放送事業者でございまして、様々な新しい風を吹かせている状況でございます。そのほかのご発言に関しましても検討の参考にさせていただきたいと思っております。

【瀧構成員】

本日のお話の中で申し上げますと、私もBSは多様な番組づくりに資するプラットフォームとしての可能性もあれば、広域的に放送を届けることもでき、宇宙開発と打ち上げのコストに異なる経済圏が今出来上がっている中で、議論が尽くされるべき対象だと思っております。

特にネットのいろんな番組がどんどん侵食してきているというような立場にある中で、衛星放送には地上波より大きな影響がもたらされていると思います。一方で、ハードとソフトは分離されていますので、本来は自主的な新しい取組がしやすいという立場でもあるという、ある種放送産業のこれからを占う要素がとても強いのではないかと、以前も強調いたしましたけど、業界の炭鉱のカナリアのような立場にもあるのではないかとこのように考えております。

それゆえに、BSは放送制度の今後をちゃんと占う上でも、戦略やマーケットの成立の可能性について、専門的な議論の場が設置されるべきではないかと考えておる次第でございます。

インフラのところで申し上げますと、それこそソフト・ハード分離がされてきていても、なお様々に経営環境の課題があるところでございます。先ほども申し上げましたけれども、打ち上げのコスト自体が変わってきていることをどうとらまえるか、あるいは、最終的に予備的な衛星だったりとか、飛ばしているパネルの確保とか、そういった安定運用のエコノミックスをちゃんと見た上で今後を見るような検討の場が必要なのではないかと思います。

【安東衛星・地域放送課長】

ありがとうございます。ネットとの関係において、衛星放送のほうがより影響を受けているのではないかということと、今後の放送を占う一部分という点はしっかり受け止めて、検討の参考にしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【長田構成員】

長田でございます。ありがとうございます。

今、先生方の御指摘、みんな賛成だと思って伺っておりました。新たな検討の場もぜひ設けていただいて、御専門の先生方にきちんと議論していただいて政策を決定していくというのが、非常に必要なことだと思いました。

視聴者の側からの意見になりますけれども、衛星放送を、私自身もそうですが、ケーブルテレビを通して我が家では見ております。マンション自体がケーブルテレビで放送を受信する形になっておりまして。ケーブルテレビのほうのお話のときにも出てまいりましたけれども、やはり施設更改というか、何と言うんですか、新しく技術に合わせて設備を変えていくというのは、様々なところでいろんな課題が出ていると思います。

人口減少地域でのいろんなコストの問題もあると思いますけれども、私のようなところのマンションも古くなってくると、またその設備の入替えのところで非常に時間もお金も、そしてみんなの同意を得ることも含めて、いろいろ課題が大きいということになっている中で、新たな衛星放送を見たいと思っても、それがなかなか叶わない、これからそういう課題も出てくるのではないかと思います。その辺も見据えて、総務省としてもいろいろ政策を考えていただければいいんじゃないかなと思っています。

【安東衛星・地域放送課長】

ケーブルとの連携につきましては、実際にアンテナで直接衛星放送を受信するユーザーの数以上に、ケーブルの有線回線を経由して視聴する方の数が、チャンネルによってははるかに多いものもあるというのも事実でございます。設備更改に当たり課題が生じていくという点に関しましては、連携している衛星放送という情報手段との関係でも影響が出る可能性があるところは御指摘のとおりでございます。どう連携していくかという点は、例えば、ケーブルの光化のような対応が有効なのかということも、両方考え合わせていく必要性については御指摘のとおりでございます。参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

【落合構成員】

ありがとうございます。私ももう既に、皆様がおっしゃっていただいたところですので、あまり追加して申し上げる点もないのですが、基本的には衛星放送の安定的なサービスの提供という意味では、ハード・ソフト分離がされている中においても、やはりハードの在り方は非常に重要になってくるかと思っておりますので、伊東先生ほか皆様から御指摘があった論点について、検討しながらということが非常に大事であろう思っております。

その中で特に、やはりこの2つのインフラ事業者が支えているという状況の中で、短期的なものだけではなく、中期的に様々な経営の在り方も含めて議論していくことが重要であると思っております。一方でこれまでにBB代替などでも議論はございましたが、そういった中で競争法における規律も考慮しながら、適切な形で、インフラやハード面での基盤の提供が安定的にできるような形の議論が必要だと思っております。また、ケーブルテレビの事業者との連携についても同様に、しっかり進めていっていただければと思っております。

【安東衛星・地域放送課長】

ありがとうございます。ハードの在り方に関しては、短期・中期、その先の部分も見ながらという御指摘、参考とさせていただきたいと思っております。ケーブルに関しましては、これまでの御発言と同様に、しっかり連携の在り方を考えていくために参考とさせて頂きたいと思っております。

【飯塚構成員】

今回は衛星放送に関する議論ということですがけれども、1ページにあります諸課題を検討するに当たっては、衛星業界内の課題が当然ある一方で、ケーブル、地上波、ブロードバンドと、各媒体を横串で見えていく視点というものも必要になってきているのかと思っております。恐らく各媒体間で協調しながら取り組んでいかなければいけない問題と、互いに競争しながら取り組んでいく領域とに分か

れてくるのかなと思われます。

協調的に取り組む領域としては、例えば地上波のブロードバンド代替の議論におきまして、衛星も代替手段の一つとして、あるいは地上波を補完する手段として、各地域の実情に応じて選択可能にしておくことが必要になってくるのだと思われます。

また恐らく日本では、4K放送の伝送媒体というのは、短期・中期的には、衛星、ケーブルまたはブロードバンドが牽引していくことになると推測されますので、特に4Kコンテンツ制作においては、衛星の果たす役割というのも重要になってくるのかと思われます。また4Kコンテンツに関しましては、ブロードバンド経由によるストリーミングサービスによって視聴するケースというものも増えてきていると承知をしております。

こうした視聴を可能とする4K対応のテレビ受信機は、チューナー内蔵のテレビにインターネット接続機能のついた、いわゆるスマートテレビと言われているかと思いますが、世界的に見ても普及してきていますので、4Kコンテンツ制作への投資というのを、衛星はもとより、放送業界全体として行っていったって、4K番組の絶対数を増やしていくことが、最終的には、4K対応のテレビの買替え需要につながっていくのではないかなと考えられます。

それから、安定運用とインフラコストの合理化の両立につきましては、BSとCSの衛星統合ですとか、衛星監査の一元化など、衛星業界として合理化を進めると同時に、参考資料13ページにありますように、アップリンク設備の集約・合理化の一環といたしまして、地上波も含めたマスター設備を共用化していくということも、放送業界全体としての合理化を進めるためには、検討の余地があるのではないかなと思われます。

最後に、経営の選択肢の拡大に関連したコメントになりますが、こちらは競争的な領域になるかなと思われますが、昨今の大手ストリーミングプラットフォーマーの台頭ですとか、またケーブル事業者と対等に競争していくためには、基幹放送としての衛星プラットフォーム事業につきまして、チャンネル編成やチャンネルのパッケージ化などが行えるように規制緩和をしていくのも、検討の余地があるかなと思われます。

【安東衛星・地域放送課長】

横串の視点という点は御指摘のとおりでございまして、様々な形で衛星について連携している部分もございまして、その点を参考にさせていただきたいと思ひます。

また、4Kに関しまして、チューナー内蔵テレビが買替え需要につながるという意味でも、本質的にはインフラコストが合理化することで、コンテンツ投資に回すというところが必要だと思ひしておりますので、こういう点も関連性を意識しながら議論いただければと思ひています。そのほかの

御指摘も参考とさせていただきます。ありがとうございます。

【奥構成員】

奥です。それぞれの先生方がおっしゃったとおりであります。特に衛星放送に限って議論をするべきでなく、ブロードバンド、ケーブル、そしてテレビ全体、特に地上波との兼ね合いも含めて、衛星放送固有のスペックで実現できるパフォーマンスというのを、横断的に考える必要があると思います。

昨今の衛星放送の環境で言うと、一部先生方から御指摘がありました。やはり過去アナログBS放送からスタートして、モアチャンネルという形で、地上波とプラスアルファで見ていただくというサービスで普及してきたわけです。参考資料の2ページでは、地上放送が3波以下と5波以上の場合の衛星放送の普及率の比較が示されています。実は地上波3波以下のエリアの方が地上波5波以上のエリアよりも、モアチャンネルとしてのBS放送を見ている方が多いことがわかります。生活者にはある程度の数の常用チャンネルと呼ばれる、日々よく見るチャンネルというのが、一定数あります。そのニーズに支えられて、広告放送も潤滑油として回ってきたんだという理解であります。

しかし昨今では、このテレビスクリーン自体で、いわゆるIP、配信側から入ってくるFASTサービスが、かなりのボリュームを持って見られるようになりました。その流れは、衛星放送系のチャンネルに大きく影響を与えていると感じます。もちろんスマホやパソコンなどからも御覧になれるわけですが、テレビスクリーンという意味で言うと、衛星放送はテレビスクリーンで見るのが基本であり、ACASカード、BCASカードでの鍵開けということを考えると、かなりテレビに依存するサービスです。一部ネットでの番組配信もありますけれども、テレビというのは、どちらかという世帯財としての傾向もあるので、比較的年配者が御覧になる媒体特性というか、設置環境特性があります。その辺りをしっかり考えながら、新しいサービスや、今後新しく募集されるチャンネルさんへの期待をどう考えるかというのは、すごく大きいと思います。過去数回、チャンネルの公募の機会がありましたが、環境的には今までと大分流れが違うんじゃないかという気がしています。

特に、今後NHKのBSの減波の際の各局への影響も、かなり大きいんじゃないか。これはつまり、NHKさんが引っ張ってきたユーザーが少なくなるということが懸念されることもありますので、特に今後の、次のアジェンダにも入りますが、いわゆるマス排緩和も含めた競争環境ということでの規定よりは、今いらっしゃるプレーヤーが協調できるような方向を少し前向きに考えて、制度設計をしていく必要があると感じます。

【安東衛星・地域放送課長】

今回の公募自体、これまでの公募と比べ、様々な環境が違うというところについては、恐らく御指摘の部分はかなりの的を射ていると思います。そうした環境の中でも今回の募集を経て次につなげていく、またそれ以外も含めてトータルで考えていくという点は非常に参考になる視点だと思います。ありがとうございます。

【林構成員】

マスメディア集中排除原則については、この親会で、地上波の点を中心にいろいろ議論していたわけですが、そもそもマスメディア集中排除原則は、放送の多元性・多様性・地域性と並列されているなかで、あえて単純化してヒエラルキー的に申しますと、放送の多様性がまずもって第一義であり、その実現のために放送の多元性なり地域性なりがそれに奉仕するという建て付けとして、もし考えるとしますと、放送の多様性の維持という点で問題がないであれば、さきほどのシステムの安定運用の観点からも、経営の選択肢を拡大する方向性でここは考えて、その観点から放送の多元性については柔軟に考えるべきではないかと思えます。

ただ、具体的な緩和策については、これから検討していくべきだと思いますが、地上波における認定持株会社の扱いを踏まえて、6ページの青の星印の0.5トラポンまでとされているところについて、さらにトラポン数を拡大するという点もあるのかなと思っています。

今後、こういった緩和策が考えられるのかについては、地上波の場合を参考にしながら、いくつかの選択肢を提示していただいて、その選択肢のなかでより望ましい策についてさらに検討を深めるべきではないかと存じます。

【安東衛星・地域放送課長】

御意見を参考にして、検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

【瀧構成員】

昨夏から様々な検討の中において、多元性や多様性・地域性といったところに大きな影響を与えないことを確認した上での様々な緩和を行ってきたわけですが、今この時点では衛星放送における同様のマス排の見直しについての要望がある中で、同様に緩和の対応をしていくことが整合性の取れた対応なのではないかなと思っています。

やや個人的な話をすると、この数年、私も金融とテクノロジーの交ざった分野についての解説を

することが多いんですけれども、よく呼ばれるのはBSのニュース放送だったりするんです。

なかなか地上波では呼ぶにはふさわしくないのか、ちょっと専門的過ぎるようなこととかであっても、BSのテレビですと、5分、10分時間をいただいて丁寧に解説する機会がいただけたりとか、その動画がその後、ネット上でもオンライン配信もできて、使えるみたいなのところもありまして、これはよく考えると、私はどちらかというと、メイン側というよりは多様性の側にいるんだなということを感じるところであります。やはりテレビという画面は、ニュースであったり、スポーツであったり、同報性が強いところでいろいろな側面が発揮できることも大事なんだろうなと思っていて、そのような観点でも重要なのではないかなというふうに思っています。

具体的には、認定放送持株会社について、資料の分類で言うと、上の区分における対応といえますか、支配可能な状況をつくるということが必要なのではないかなと思う次第でございます。

【安東衛星・地域放送課長】

BSなどの衛星放送の性格として、専門性あるものをしっかり目指すという点は、確かにそこが一つの特徴でございます。これは多様性にもつながっているというところがあると思います。またネット等に関するご意見もそのとおりでございますので、御指摘を参考にさせていただきたいと思っております。

【伊東座長代理】

マス排につきましては、第5回会合におきまして、「現時点においてはBS放送で使用できるトラポンの総数は増加しないことから、その上限を緩和するための正当な理由を見いだすことは簡単ではないと考えられます」との意見を述べました。

しかしながら、本日の資料18-1の7ページに記載されていますように、平成20年4月の認定放送持株会社制度の導入に併せて、傘下のBS放送事業者は、0.5トラポンまで使用できるという緩和が実施されておりました。すなわち衛星放送のマス排の緩和は、基本的には使用できるトラポンの総数が増加した際に実施されてきましたが、認定放送持株会社に関連した場合には、必ずしもそうではない前例があるということかと存じます。

もっと重要なことは、昨今の衛星放送を取り巻く環境の急激な変化であると思います。この変化を鑑みますと、衛星放送のメディアパワーの低下、この点につきましては先ほど奥構成員からも御発言がございましたが、私も同じような危惧を抱いておりますので、こうしたメディアパワーの低下を防止するための一つの手段になり得ると思います。さらに放送事業者からの具体的な御要望もありますので、認定放送持株会社傘下のBS放送事業者が使用できるトラポン数の上限については、

緩和しても差し支えないのではないかと考えております。

【安東衛星・地域放送課長】

御指摘、コメントありがとうございます。先ほども資料にありましたように、7ページで先生が御指摘のとおり、赤字で書いてあるものと緑のものの違いにつきましては、物理的な設備の増大とは別に制度導入によって緩和を行ったものであり、それが平成20年に行われたというものでございます。この点もしっかり踏まえながら、検討を進めてまいりたいと思います。

【落合構成員】

マスメディア集中排除原則については、従前、地上波についてもそうでしたが、やはり規制改革推進会議の中でももともと一番注視をしていた論点でもありました。その観点でもマス排に関する部分、衛星放送については、従前の会議でも、この要件の合理化をしていただくべきではないかと発言させていただいたことがございましたが、非常に重要な点であると思っております。

その中で、マスメディア集中排除原則自体は、林先生もお話しになられておりましたが、放送の多元性・多様性・地域性を一つの重要な利益と考えて、この点を確保するためということでは設けられているものだと思います。その中で、この地域性に関する部分は、やはり様々な多様なコンテンツを提供するという意味で、衛星放送の意義というのは非常にあるものだと思いますが、一方で地域性に関する部分は、地上波のローカル局の方々の場合に比べると、やや薄い部分もあるのではないかと思います。

そういった中で考えますと、既に地上放送において認定放送持株会社について整理がされているという中で、ほかの先生方もおっしゃられたように、認定放送持株会社については、衛星基幹放送事業者同士の場合に課される以上に上乗せされているマス排を大幅に緩和していき、衛星基幹放送事業者同士の場合の制限と同じにしていくことは、適当ではないかと考えております。

一方で、地上基幹放送事業者同士の支配数の制限というものについて維持されているという部分もございますが、一方で、地上基幹放送事業者同士のマスメディア集中排除原則について、一部緩和をしていただいた部分もあったように思っております。そういった意味では、必ずしも認定放送持株会社の場合だけではなく、このマスメディア集中排除原則について御検討いただいたほうがいいのではないかと考えております。

もちろん地上波において、依然として制限を残していただいている部分もありますし、どこまで整理をするべきかは、今後さらに議論するべきところであろうかとは思いますが、もちろん現時点で御要望がある事項もそうだと思いますが、以前の地上波に関するマスメディア集中排除原則の際

にも、必ずしも明示的に、公の場でそういった御要望をおっしゃっていただけるような場合に限らないということがあると思います。このような点は、規制改革推進会議等でも指摘させていただいていたところではありますので、なかなかこの検討会の中で公に発言するのが難しい方々がいるのも踏まえて、このマス排の部分については御検討いただければと思います。

【安東衛星・地域放送課長】

御指摘ありがとうございます。認定放送持株会社に関する緩和の具体的なイメージ、衛星放送同士と同様という御指摘も重要な御指摘だと思いますので、多元・多様に関する影響や評価も御参考とさせていただきたいと思います。

その上で、衛星は全国1波でございますので、どうしても地域性という意味では地上波よりも違うという部分がございますけれども、実際中身としていろいろな地域コンテンツを出しているという意味で、1波の中での地域性を保っているというところもございます。ご指摘に関しては、この点も理解しているところでございます。

そのほか地上放送同士の制限に関する検討という点も、今回、地上波のほうで議論がありました制度改正も踏まえながら、どういったことがその区分で行われたのかという点を含めて、御指摘を参考とさせていただきたいと思いますが、今日は全体の御指摘をいただいた中で、どのように進めていけばいいかというところを検討する材料をいただいたと思っていますので、これを踏まえて、もう少し検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【奥構成員】

奥です。再緩和については、先ほどの皆さん御指摘のバツ印がついている6ページの部分については、ぜひ進めていただければと感じております。

この話とニアリーイコールではないんですが、例えばですけど、NHKさんの場合は、NHKの総合、それからEテレ、そしてBS、そして4K、AM、FMという形で、様々なチャンネルについて総合編成という形で、その時間とタイミングとコンテンツによって、総合チャンネルの中でも、場合によっては、この後はEテレでとか、あるいはこの後はBSでと、役割分担と送客ができるという仕掛けになっていることを、ユーザーとして非常にいいなと感じるところであります。

このことは再緩和と全く同じかという、違うんですけれども、地上波で編成的に報道やスポーツ中継で通常編成の兼ね合いやあるいは尺が合わないときに、柔軟な編成方針によってBS側への送客をすとか、いろんなことも含めてやっていかないと、縦割りで壁をつくっていても、ユーザーがついてこないんじゃないかと。

要は、自分の局に視聴者を引きつけておく事が今まで重要だったわけですが、私は今考えが逆でして、「送客することによって、逆からの送客も受けられる」というような柔軟な発想で、テレビコンテンツの送り出しと受け手の関係を、もっとうまい関係にできないのかなという印象を持っています。今回の議論がそういったトリガーになればと期待しております。

【安東衛星・地域放送課長】

制度の外、もう少し大きな概念で御指摘いただいたとっております。送客の連携、役割分担、衛星に閉じない形というのは非常に重要になってございます。個社の実践もありますけれども、こういうことを大きく生かしながら、より進めていくことは、先ほどの前半の議題にもつながっていくとっておりますので、参考とさせていただきたいと思っております。

【三友座長】

皆さんの御意見はほぼ共通しております、放送における多様性・多元性、そして衛星の場合には、地域性というよりは広域性と言ったほうがいいと思っておりますけれども、その維持のために、何らかの形での緩和が必要であろうというところがございます。そのためにはいろいろ検討が必要になってくると思っておりますけれども、時間もあまりないという御意見もございましたので、ぜひ鋭意、この点につきましては検討を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(3) ヒアリング①

オリジネーター・プロファイル(OP)技術研究組合クロサカ事務局長より、資料18-2に基づき、説明が行われた。

(4) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【落合構成員】

どうも御説明ありがとうございます。非常に興味深い取組だと思っております。こういった技術の中で、最後に補足していただいておりますが、動画に関する部分も恐らく含んでおられると思っております。そういう意味では、本日、オブザーバで聞かれている放送局の皆様にとっても、非常に重要な技術になる可能性があるのではないかと思いました。

そういう中で、当然ながら、実際に視聴者側が目にした情報がこういった筋合いのものなのかを判別できることで、それ自体大変よい作用をもたらす技術なのではないかと思いました。さらにそ

れに加えて、こういった技術を埋め込むことによって、例えば、著作権侵害や、もしくは、今も簡素な一元処理については文化庁のほうで議論されていて、この後のテーマもそれと重なる部分もあると思いますが、そういった著作権処理などとの関係でも、新たにプラスになる可能性があるのではないかとも思われますが、いかがでしょうか。

2つ目としては、検索なども含めて識別できることがあれば、例えばプロミネンスなどを考えていったときに、このOP技術との関係で仕掛けをつくることにも、もしかするとつながる可能性もあるのではないかとも思いました。現時点ではまだ開発中だと思いますので、性能などはこれからだとは思いますが、将来的な可能性や、今後のこの放送に関する施策で検討に関係するのではないかとされる点として、私が気づいた範囲ではありますが、2点御質問させていただきました。

【オリジネーター・プロファイル技術研究組合（クロサカ事務局長）】

まず、1点目の著作権処理について、御指摘のとおり、実はそういった御期待を少しずつ寄せ始めていただいているところでもございます。このOPというのを少しだけ技術面で補足して御説明しますと、電子署名技術を使った透かしに近似した技術と考えていただいてもいいかと思えます。

なおかつ、それが透かしとして埋め込まれていくものが、サーバーセントリックな形を取ったシステムアーキテクチャー上で正しく検証されます。これは署名なので検証できるシステムが受皿として必要になりますが、この両方を開発するというのが、OPの技術的な主眼になります。これを応用していきますと、おっしゃるとおり、あらゆるコンテンツにOPを載せたいと思われる方がいらっしゃれば、流通するコンテンツに全部載せていくことが基本的には可能になります。

ですので、これは私のオリジナルコンテンツだと。これをAIに例えば食べられた。AIが食べた。このAIの出力結果のこの部分については私が権利主張したいというようなこと、いわゆるそのAIを使った複雑な情報処理においても権利処理（ライセンス）のようなものに活用できるのではないかというような御意見を、生成AIの台頭を含めまして、このところ多くいただいているところです。

技術的には恐らくできるかというふうに思っておりますが、これをどのように社会実装していくのかというところは、またもう一つ議論が必要なところだと思いますので、この辺りは技術的な可能性を私どもとしては追求しながら、多くの権利者団体の方々、あるいは著作権行政に関わっていらっしゃる方々とも必要に応じて議論させていただいて、何らか貢献する余地があるのかということ、我々もまだまだ大きい所帯ではありませんので、自分たちのケーパビリティを含めてではありますが、ぜひ検討はさせていただければと考えております。

2つ目、端的に申し上げますと、これも基本的にはできるかなと思っております。プロミネンス

ルールの具体的な実装のところで、こういった団体がもともとオリジネーターとしている人たちによってつくられている、それぞれのコンテンツですよ。これは、それとは違う方々とは識別ができますよというような状況をつくることができますので、プロミネンスルールの実運用の一つの手段としては考えられるものかなというふうに思います。

一方で、これはOP側として、まずそれが誰に運用されるのかという、OP内部のほうのガバナンスの問題、あと、実際には識別子がついた状態をユーザー側でどういうふうに評価していくのか、ユーザーに近いところでどういうふうに表示していくのかという、OPの外側にある問題、ガバナンスの問題、この2つをそれぞれ解いていく必要があろうかと思しますので、これも技術的には可能ではありますが、実際にどうつくっていくのかというのは、プロミネンスルールの実設計の仕方も含めて、今後また検討させていただき、あるいは検討いただく余地があれば、ぜひと考えているところがございますが、ここはニュートラルといいますか、状況を見て、また皆様とも御議論できればと思っております。

【落合構成員】

1点だけ追加してお伺いしたい点が出まして、これは透かしとして入っているということで、例えば悪い人のことを考えると、その透かしを除去して、自分のものだと加工して使いたい場合が出るのではないかと思います。そういう場合は、例えば暗号処理などで元のファイルが壊れるようになるのか、そのような形で、ある種簡単に加工できないような形にできるのかどうかはいかがでしょうか。

【オリジネーター・プロファイル技術研究組合（クロサカ事務局長）】

おっしゃるとおりで、1つはまず電子署名ですので、暗号技術のある程度使ってということになるかと思えます。ただこれは使い過ぎると、システム上の処理の重さが出てきてしまいますので、もう一つは、その識別子を判断する、つまりこの記事には識別子が入っていますよ、入っていませんよ、この識別子は正しいですよというふうに検証する側の受皿のほうのシステムと、かみ合わせで実現していくことになろうかと思えます。

それによって少なくとも途中で改ざんされたものについては、これはオリジナルな状態で透かしが入ったもの、OPが入ったものではありませんということが判断できれば、それだけでもかなり十分な材料になるかなと思っております。まずはそこを目指していこうかというのが今のところの目標です。

【大谷構成員】

非常に意義のある取組だと思っております、やはりDFFTについて様々な取組がなされている中で、決定打になるようなテクノロジーが見いだされていないというところがありましたので、それにもこのOPのテクノロジーというのは意義を持つのではないかと感じた次第です。

質問したかったことにつきましては、落合構成員からの御質問の中でおおむね回答していただいた感じですが、やはり気になりましたのが、OPサーバーの管理者は誰が担うのかといったことと、その管理ルールというか、ガバナンスのところを、どのような制度設計というか、技術的な設計と、それからルール運営上の設計と、またそれを社会的に受容してもらうための取組ということで、どのような展望をお持ちなのかといったことをお伺いしたいなと思っておりましたが、先ほどの御回答で、そういったことも視野に入れて検討されているという様子が分かりましたので、非常に安心させていただきました。

あとはOPの改ざんとか、OPよけのようなものも出てくるかもしれませんので、そういったことにきめ細かく対応していくためにも、やはり標準化ということが望まれますし、より多くのプラットフォームでこの技術が受け入れられる仕組みになっていくということと、いろんな仕組みで不具合を引き起こさないことも必要になってくるかと思っておりますので、多方面での技術検証への協力者を得ながら進めていく上で、今日のような場をつくっていただいたことにも大きく意義があると思っております。私もできるだけ様々な機会で、このOPへの取組について、常にキャッチアップできるようにしたいと思います。

【奥構成員】

このような形で賛同者が増えていくのはすばらしいことだと感じております。

初歩的な質問で2つです。途中お話がありましたが、ブラウザ上では動くというのは理解しましたが、アプリ上になるとやっぱり少しハードルが高いのでしょうかというのが一つ。

もう一つは、よく最近でありがちなケースとして、フルコピーで持ってくるんじゃなくて、部分的につまんで、コメントを貼りつけて、文脈を変えてしまうみたいなことで、炎上したり、本意と違うみたいなことが起こりますが、この透かしの部分というのは、この辺りはどんなふうに対応されているのでしょうか。ぜひお知らせいただければと思います。

【オリジネーター・プロファイル技術研究組合（クロサカ事務局長）】

ありがとうございます。まず1つ目の点です。おっしゃっていただいたとおり、ブラウザ上、とりわけPCで使うブラウザであるとかスマホのブラウザに関しては、標準化がかなりがちがちに固め

られていますので、標準であるということが決まれば、当然それは組み込まなければいけないと。具体的にブラウザのどの部分にボタンを表示させて、どういう反応をさせるんだというようなことまで、実は標準化は規定しておりますので、結構厳格に守っていただけるだろうと思っております。

一方でアプリに関しては、若干悩ましいところがゼロではございません。多くのアプリケーション、世の中のスマホアプリは、ブラウザベンダーが提供しているウェブブラウジングをするためのツールキット、Webkitであるとかああいったものが代表的なものですが、それが提供されていて、アプリをつくる時にこれを参照して、つまり独自アプリに見えるんだけど、実際は裏側でSafariやChromeと同じものが動いているというケースが多いかと思えます。しかしながら、より独自のサービスを提供されたいという方は、ブラウザそのものを自分でつくられる、ブラウジングに係る機能をつくれるというところがありますので、こういった方々にどのように遵守していただくのか。

W3Cの標準は基本的にそのあたりも、ウェブテクノロジーを使う場合はこれを守ってくださいという形でカバーはしているものの、どれくらいきちんと実装されていることが確認できるのかというところは、大手のブラウザベンダーさんとはちょっと違う話が出てくるかと思えますので、この辺りはどのように取り組んでいくのか、課題として認識して、解決策を考えていければというふうに思っております。

あと、部分的コピーについてですが、今のところの現在のプロトタイピングの実験の段階では、あるスタティック、静的なページに対して、OP、識別子を1個貼りつけるという構造になっていますので、途中改変については、改変されたらもうそこから先は、テキストで例えば抜き出してしまったらOPがついてこない。すなわち、もともとはOPが、識別子があったんだけど、途中で抜かれた後の記事についてはついていませんよということを識別できるところまでしか、今のところは評価しないような仕組みになっています。

ただ、これをどこまでダイナミックなコンテンツ、つまり動的に生成されて、途中でやっぱり改変され得るものとかいうことをどこまで対応していくのかというのは、そのコンテンツの対象によって、その技術的特徴も含めて、可能なところをいかに拡張していくのかという検討が必要ですので、そういう意味ではこの先々、OPをどこまで広げていけるのかということに依存するかなというふうに思っております。課題としては、やはりこの取組をできるだけ強化はしたいと思いつながら、現実的なところを見てやっているのが現状でございます。

(5) ヒアリング②

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター椎名運営委員より、資料18

ー3に基づき、以下のとおり説明が行われた。

【日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター（椎名運営委員）】

芸団協CPRAの椎名和夫と申します。本日はこのような機会を頂き心から感謝いたします。僕自身ギタリスト、編曲家として長らく活動をしてまいりましたが、本日は実演家の立場から説明させていただきたいと思います。

まずご想像いただきたいのですが、今コンテンツ業界や実演家は、コロナによる影響から、いま深々と痛手を被っております。とりわけ実演家は、その真骨頂であるライブというメディアを長らく奪われて、優れたコンテンツや実演家が消滅してしまいかねない危機に瀕しているといっても決して大げさな話ではありません。そうした中で、実演家を支え続けてくださったのは、放送事業者さん等にご負担いただく放送二次使用料をはじめとする様々な使用料や報酬であったことは紛れもない事実であり、この点は心から感謝申し上げたいと思います。ヨーロッパでもそうしたレポートが出ております。

一方で、コンテンツの流通促進の文脈から、こうした審議会や検討会等の場で、幾度となく著作権が阻害要因ということが常套句のように語られてきたことも事実であって、この点について、実演家の立場からお話を申し上げる機会は、このところあまりなかったように承知しております。そのため本日は、そのギャップを埋めるべく、実演家の権利処理の実情をはじめ、コンテンツ業界が抱える現状についてお伝えするとともに、総務省として何ができるのかといった問題意識も持っていただくことを強く期待して、お話をさせていただきたいと考えております。

まずは、放送番組におけるレコードや実演の利用についてですが、いまさら申し上げるまでもなく、放送番組では大量かつ多様なレコードや実演が利用されており、同時配信等を実施する場合にも原則として権利者からの許諾が必要となります。仮にこれらの権利処理を個別に行えば、放送局には膨大な労力とコストが発生するわけですが、一方で日本では、これらの権利処理の円滑化とクリエイターへの対価還元を実現するための仕組みや制度が既に構築されているということ、あらためて強調しておきたいと思います。一つには、著作権等管理事業者によるレコードや実演に関する集中管理が高度に機能していること。そしてもう一つ、それではカバーできない部分、すなわち集中管理に属さないレコードや実演家については、令和3年の著作権法改正により、報酬請求権化による権利処理円滑化方策がすでに措置されていることです。

そのうえで、まずは音楽の集中管理がどのようになっているかを次のスライドでご説明したいと思います。

放送番組の同時配信等に関する音楽の集中管理は、著作権等管理事業者として文化庁長官に登録を行った集中管理団体が、権利者からの委任に基づき、許諾から使用料の徴収、分配までを集中的

に行う体制が確立しております。また集中管理に属さない権利者については報酬請求権化されることにより、番組等で利用するに際しての障害はすでに解消されております。この集中管理については、レコード製作者の権利は日本レコード協会、レコードに収録された実演については芸団協CPRAがそれぞれ行っており、音楽著作権については、JASRACやNextOneが同様に集中管理を行っております。また、日本レコード協会と芸団協CPRAについては、放送事業者に包括的に利用を許諾しているため、放送事業者は利用の都度許諾をとる必要がありません。日本では、大半のレコードや実演が集中管理されておりますが、集中管理外のものを利用する場合にも、先ほど説明した通り、原則として報酬を支払うことで利用できる制度が措置されております。

次に映像実演の集中管理についてですが、権利者が、非一任型の権利処理を選択する権利者と、著作権等管理事業法に基づく一任型の権利処理を選択する権利者との二通りに分かれることが特徴となっております。非一任型を選択する権利者については、露出のコントロールを重視することが最大の理由であり、権利者自らが許諾権を行使する一方で、一任型を選択する権利者については、権利者に代わってARMAが許諾を一括で行うという形をとります。両者の権利行使の形に違いはありますが、いずれの業務も、その実務の大半が映像コンテンツ権利処理機構ARMAに一本化され、集中的に管理される体制が実現しております。この業務フローにより、ここに書かれている有線放送やIPマルチキャストに係る報酬請求権をはじめ、放送番組の全部利用等の許諾権処理が行われておりまして、同時配信等についても基本的にはこのフローの中で処理することが可能となっております。

またARMAにおいては、所在不明権利者について、放送事業者が裁定制度を利用するために義務付けられている探索業務を、放送事業者に代わって行う業務、不明権利者探索業務といいますが、そうした業務も提供しております。

このARMA設立に際しては、調査研究その他を通じて、総務省さんには大変ご支援を頂きましたことを、ここで改めまして深くお礼申し上げたいと思います。

以上、音楽と映像実演の集中管理についてご説明しましたが、次に、デジタル時代の放送の在り方を検討するにあたって、我々の考え方を述べさせていただきたいと思います。

デジタル時代の進展に伴い、同時配信等の新たなサービスが展開されていくことは、権利者にとっても、クリエイターへの対価還元機会を増大することから歓迎すべき事と捉えておりますし、そのことはこれまでも繰り返し申し上げてきました。事実、新たなサービスに対応するための管理範囲の拡大や、試験的な同時配信等の実施への特例的な対応、これは平たく言えば無償で許諾することを含んで、そうした支援を実施してまいりました。ただし、これらのことは、あくまでも新たなサービスにおける「適正な権利処理」が行われることが前提です。新たなサービスでの収入見込みが

不透明であることなどを理由として、所定の使用料相当額を支払わないといったことが生じない様に、十分に留意していただく必要があります。

ここからは少し愚痴になりますが、放送事業者さんとの向き合いの中で、やれ経営改革の必要性から収入減が予想されるとか、やれ黎明期により十分な収入が見込めないとか、そうしたことを理由として、使用料の料率を引き下げる、あるいは低廉な水準に留めおくことを求められることが大変多くなってきております。ところが一方で、こうした使用料や報酬は、そのほぼすべてが、放送事業者が得た収入に一定の料率を乗じて求める形をとっており、いうなれば放送局の懐事情に一定の配慮をした仕組みをそもそも持っております。にもかかわらず、そのような主張をされることが多いことはとても残念なことです。今後飛躍的に拡充される方向と伺っております同時配信等に関する映像実演の権利処理については、料率をはじめ権利処理の仕組み等に関する話し合いが、一部積み残しになっているような実態もあります。NHKさんとの音楽交渉も非常に難航することが多くなってきました。NHKさんは、いうなれば放送業界のリーダーであるわけですが、公共放送の役割として、むしろ率先して権利者への対価還元の範となつていただくことを強く期待したいところであります。こうした思いが行き違っているような部分を少しでも解消して、「適正な権利処理を行うこと」を前提として、デジタル時代の放送の在り方を検討していくことがなによりも重要であると考えております。

最後に、著作権が円滑化の阻害要因になっている典型例として、いわゆるフタかぶせの問題がよく言われることがあります。そのことについて少し触れてみたいと思います。フタかぶせとは、放送番組がネット配信される際に、画面が突然ブラックアウトして、著作権処理の関係で画像はご利用できませんとかのテロップが流れるものですが、その原因として、権利者の許諾が得られなかった場合や権利者から許諾が得られているのか不明確であった場合が挙げられております。そして前者については、使用料額で折り合えなかったり、第三者にすでに独占的な許諾をしていたり、などのことが例示され、後者については、契約時に同時配信等に利用することが明示されていなかったこと、などが例示されています。しかしよくよく考えてみれば、許諾を得られるかえられないかは、単なる契約の問題、ビジネスディールの問題であって、もうひとつの許諾が得られているか不明確であったという部分についても、令和3年の著作権法改正により、推定許諾等の権利処理円滑化措置が導入されたことに加えて、同時配信等をあらかじめ想定した番組制作体制の整備が進んだことで解消されている部分でもあります。実際のフタかぶせで、許諾が得られないから俳優をCGで消したなどという例は見たこともなく、こと実演家に関する限り、制度的な課題によるフタかぶせは生じていないということを強く申し上げておきたいと思います。

最後になりますが、冒頭に申し上げた通り、実演家やコンテンツ業界は、いまだに相当なダメー

ジを被っている現状があります。その一方で、放送業界はおおむね回復傾向に転じているというようなニュースも仄聞しております。放送局さんと実演家は、互いに切っても切れないパートナーであり、適正な対価の還元という視点から、引き続き実演家やコンテンツをお支え頂くことをお願いするとともに、総務省さんにおかれましては、コンテンツや実演家の現状に対して、是非危機感を持ってご対応いただけるようお願いして、僕からの説明を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございます。

(6) 質疑応答

各構成員等から以下のとおり発言があった。

【林構成員】

大変興味深いご説明をありがとうございました。著作権集中管理事業は取引費用の削減やクリエイターさんへの確実な対価還元という点でもきわめて重要な機能を担っていると承知しております。その上で一つ質問をさせていただきたいのですが、本日も御紹介のあった音楽著作権の管理事業では、かつてはJASRACさんの独占でしたが、現在では他の競争事業者さんも市場に参入されて音楽著作権管理事業における競争性が一定程度担保されています。

そうした中で、過去には、JASRACさんによる使用料の包括徴収スキームが独占禁止法違反に問われたこともございましたが、それはさておいて、それ以外の著作権管理事業、例えば映像実演家の権利の管理についてはaRmaさん、レコード製作者の権利の管理についてはレコード協会さん、レコード実演についてはCPRAさんというかたちでお名前が本日上がっておりますが、そういった音楽著作権以外の管理事業については、競争性はどうなっているのでしょうか。つまりそれらについて、有力な競合管理事業者は存在するのでしょうか。

なぜこういう質問をするかという点、5ページに「クリエイターへの対価還元機会の増大」という点は非常に重要なご指摘だと思って聞いていたのですが、その際に、管理事業に競争性がはたらくと、管理手数料の引き下げ競争というかたちで競争が生まれて、その分、クリエイターの対価還元の割合も増える可能性もあるように思いましたので、おうかがいする次第です。

【落合構成員】

非常に大事な視点をいただいたのではないかと考えております。やはりクリエイターの方々と放送事業者が共にしっかり収益を確保できるような形、これは極めて重要なことだと思います。どちらかだけがずっとうまくいく、そういうエコシステムはないと理解しておりますので、そういう意味では、特に大事な点についてお話をいただいたのではないかと考えております。

一方で、放送局の方々のほうで、業績が幾らか回復している場合もあるというお話もございました。全体としては、特にローカル局さんなどを含めて長期的に厳しい傾向もある中ではありますので、放送局の方々がなぜそうおっしゃられるのかは、分からないわけではないですが、一方で、こういった適正な使用料の支払いがないと、コンテンツを供給していただく方がいなくなります。

これはほかのワーキングの中でもやはり、放送局だけではなくて、制作に関わる方であったり、素材を提供される方、こういう方も含めて、しっかりエコシステムが回っていくことが大事ではないかと議論させていただいているところでもございます。そういった特に決まった対価が払われないうちといったようなことであると、適切ではないと思っております。今回いただいた御指摘も踏まえながら、この検討会の中で議論していくことで、放送業界全般にもそういった点は改めて留意していただくことにもつながると思っておりますので、本日御指摘いただいたような点を、しっかり検討会としてもテークノートして進めていくことは大事ではないかと思いました。

【日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター（椎名運営委員）】

まず、1つ目の林先生の御質問でございますが、おっしゃるとおり、JASRACが仲介業務法という法律の下に独占的に著作権処理を行ってきたことに対して、著作権等管理事業法というのができて、自由参入できる、競争原理を導入するという文脈で流れてきた歴史がございまして、著作権はそのとおりなんですけど、この著作隣接権というのは、私ども実演家とかレコード製作者の権利でございますが、この権利の中核に放送二次使用料という非常に大きな権利がありまして、これについては指定団体制度というものがございまして、レコード製作者なり実演家なりの大半が属する組織があれば、その団体によってのみ行使ができるという形になっております。したがって、現状でレコード製作者の権利と実演家の権利のうち音楽に関して申し上げますと、競合するものはないというのが実際です。日本レコード協会と芸団協CPRAが、いずれもレコード製作者と実演家の指定団体として、唯一権利行使をしているという状態でございます。

一方で、ここから先は僕の考え方なんですけど、競争原理を導入するというようなことで、もちろん使用料の低廉化とか、そういったメリットもある部分もあるんですけど、やはり令和3年以降の法改正の文脈の中で語られてきているのは、逆に集中化の促進というところが、改めて言われてきているような気がします。自由参入を推奨するというところで始まった管理事業法と、やや現場のニーズというのは違ってもきているのかなという気もいたします。

またヨーロッパを見ると、実は日本とはちょっとまた違う話がありまして、国から指定管理団体のような形でアサインされている様々なCMOが各国にあるわけですけど、それに対してグーグルさんなんか背景にある、民間のエージェントという管理事業者が台頭してきておりまして、こ

ういう方々が権利者の委任を受けて権利行使をするというようなことが起きております。当然ながらそういった、従来からあるCMOとはバッティングするというようなことがあります、民間の会社、エージェントという形を取りますと、例えば国境を越えていろんなことができたりというようなことがあるので、そういった現象もヨーロッパでは起きているところでございます。

以上、お答えになっているかどうか分かりませんが、林先生へのお答えということで、落合先生に関しては、そうですね、まさにウィン・ウィンになっていかなければならないということも、僕らは意識をしておりますし、ただやっぱり先ほどもお話ししたことなんですが、基本的に放送局さんが得るレベニューのシェアという形を取っている、放送局さんの売れ行きが悪かったときに法外なお金を頂くということじゃなくて、レベニューにリンクした形で何%というようなことをお願いしているときに、景気が悪からパーセントを下げてというのはちょっとおかしい主張じゃないかなというふうに、結構そのところが議論になることが多いんです。

そこら辺はやっぱりよくよくお話しをした上で、そういう問題を解決していく中で、より濃厚な、よりよいパートナーシップをつくっていければよいかなというふうに思っております。

【大谷構成員】

制度上の課題がないということで、フタかぶせの問題を整理していただいたんですけども、a R m a で不明権利者の探索をしていただいているということで、現在3,600人以上のリストが載っていると思っております。これらが同時配信などの二次利用の阻害要因になっていないというか、これだけの数があっても、あまりそれは阻害要因として受け止めるべきではないということなのか、それとも何か別な解決方法があるのか。オーファンワークスというのが、やはりこの世界の二次利用のかなり阻害要因だというふうに理解しているので、感触を教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

【奥構成員】

フタかぶせと権利処理というところでお伺いしたいと思います。諸外国においては、あまりフタかぶせは行われていないように感じます。そして椎名さんがおっしゃるとおり、コンテンツクリエイター/出演者とメディアと視聴者は、三方よしにならなければいけないということですし、実際包括的な契約によって、レベニューシェアによって料率も変わってくるというのは、そのとおりだと思います。

ただ長期的な目線を見た場合、これは個人的な見解ですが、特に若者を中心に、ネットで御覧になる方がどんどん増え、放送で御覧になる方が年配者で、それがだんだん減ってくるという大きな

トレンドにおいて、今同時配信というのは、放送をネットでも御覧いただく代替手段であるとする考え方も成立すると思います。そういった部分も含めて、放送事業者が、足元が弱いということも含め、三方よしを進めることに関して、いろんな前向きな議論ができればいいなど、個人的には非常に感じるところであります。

【日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター（椎名運営委員）】

大谷先生からありました不明権利者に関して、これは不明権利者に関して裁定制度というのを利用して、事実上利用ができるような形に流れていると思います。なおかつ今般の著作権法改正ではさらに踏み込んで、もっとハードルが低くなっているはずですので、この不明者対策業務というのは、放送局さんのニーズによってやっている部分でもあるんですけど、今回の法改正でさらにもうちょっとそのハードルが低くなってくれば、円滑に流れていくんではないかと思っております。阻害要因には決してなっていないと思っております。

それから奥さんのお話、ありがとうございます。僕らも、その三方一両損といいますか、一両得といいますか、三方よしということに仕上がるように、いろいろ話合いを続けていきたいと思っておりますし、その辺りも総務省さんにも御支援をいただいて、より円滑な権利処理に努めるというようなことで頑張ってまいりたいと思っております。

（7）閉会

事務局より、第19回会合については令和5年6月7日（水）13～15時に、WEB開催で予定している旨連絡があった。